

独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和4年度予算案等について

令和4年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会
福祉医療貸付部 事業統括課

福祉医療機構の業務について

1.独立行政法人福祉医療機構の概要

- 福祉医療機構は、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。（民間活動応援宣言）

福祉医療機構の概要

1.設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2.主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局 福祉基盤課

医政局 医療経営支援課

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

年金局 資金運用課

労働基準局 労災保険業務課

子ども家庭局 母子保健課

健康局 難病対策課

3.資本金

3,950億円（全額政府出資金）

（令和3年4月1日現在）

上記の資本金のうち、3,337億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4.役職員数

300人

理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）

職員294人（令和3年4月1日現在）



2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割

厚生労働省の政策目的

ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定)	日本再興戦略 (平成28年6月2日閣議決定)	まち・ひと・しごと創生基本方針2016 (平成28年6月2日閣議決定)
地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備	保育の受け皿確保	施設の耐火・耐震化等の安全性の向上
地域医療構想に基づく医療体制整備	障害福祉サービス提供体制整備	社会福祉施設職員等の待遇改善
		年金受給者等に対する生活支援等

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

国の指示

- ・政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。
- ・特例的に年金受給権を担保とした融資を実施し、高齢者等の生活の安定を支援すること。



独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

<p>○福祉医療貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資 ・災害復旧、診療報酬改定に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応 	<p>○退職手当共済事業</p> <p>社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給</p>	<p>○年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業</p> <p>年金受給者の方に、医療、介護、冠婚葬祭等一時的に必要な資金を融資</p>
<p>○経営サポート事業</p> <p>福祉医療施設経営者に対し経営指導(セミナー、コンサルティング等)を実施し、施設経営を支援</p>	<p>○福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供 ・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理 	<p>○承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施</p>
<p>○社会福祉振興助成事業</p> <p>民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成</p>	<p>○心身障害者扶養保険事業</p> <p>地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険</p>	<p>○一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病患者家族に対する補償金の支払業務を実施</p>

事業者支援

個人への直接支援

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。

3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和4年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額		調達財源		
建築資金等	コロナ	財政融資資金	自己資金	うち 機関債
2,676	6,096	8,565	207	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
2,705,514千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年0.600%~1.100% (年0.400%~0.900%)	年0.600%~1.100% (年0.400%~0.900%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
 (注3) 貸付金利は令和4年3月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
 (注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



貸付契約実績

(単位：億円)

区分	平成30年度(実績)		令和元年度(実績)		令和2年度(実績)		令和3年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	811	1,624	796	1,313	786	1,533	—	1,770
医療貸付事業	67	494	106	1,227	64	717	—	1,100
合計	878	2,118	902	2,540	850	2,250	—	2,870



※新型コロナウイルス対応支援資金を除く

福祉貸付事業について

1.令和4年度（2022年度）福祉貸付事業の予算及び貸付制度の概要

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和3年度 予算額		令和4年度 予算額（案）		対前年度 （建築資金等）	
		建築資金等	コロナ	建築資金等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,770	4,601	1,408	2,966	△362	△20.5%
	資金交付	1,669	4,601	1,620	2,966	△49	△2.9%
医療貸付	貸付契約	1,100	10,389	1,182	3,130	82	7.5%
	資金交付	1,085	10,389	1,056	3,130	△29	△2.7%
合 計	貸付契約	2,870	14,990	2,590	6,096	△280	△9.8%
	資金交付	2,754	14,990	2,676	6,096	△78	△2.8%

貸付制度の主な内容

地域における民間の医療施設の基盤整備を支援

- 特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

区 分	貸付対象施設(注1)	貸付金の種類	貸付金利 (注2・3)	償還期間 (注4)
福祉貸付事業	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	年0.600%~1.100% (年0.400%~0.900%)	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和4年3月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、待機児童解消のための保育施設、社会福祉施設の耐震化整備、都市部の借地における介護基盤の整備など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています

2-1.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

○感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇融資

令和4年度より新設

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後想定される感染症発生に向け、感染症発症者用の個室の設置や陰圧・空調整備等を伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の条件
福祉貸付事業全施設	融資率	95% ←	70~80%
	貸付利率※	0.6% ←	0.6~1.1%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）

○介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資

令和4年度より拡充

介護ロボットの導入、ICTの導入に係る事業については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる等を優遇する融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の条件
福祉貸付事業全施設	貸付利率※1	0.6%+一定の利率 ※2 (据置期間中無利子) ※3 ←	0.6~1.1%
	無担保貸付の 限度額	3,000万円 ←	300万円

※1償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）

※2一定の利率とは、貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を上乗せ

※3据置期間無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

2-2.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

○老朽施設の改築に係る優遇融資（高齢者関係施設）

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上）、ケアハウス（定員30人以上）及び軽費老人ホーム（A型及びB型）の老朽施設の改築整備について、融資率等を優遇する融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の条件
◎特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）	融資率	90% ←	75%
	貸付利率※2	0.6% ←	0.7%
◎養護老人ホーム ◎ケアハウス（定員30人以上） ◎軽費老人ホーム（A及びB型）※1	融資率	90% ←	対象外～80%

※1 軽費老人ホームは老朽整備の改築に限り融資対象

※2 償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）

令和4年度より拡充

○保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資（児童関係施設）

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業等の整備事業について、融資率等の優遇融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の条件
◎保育所 ◎小規模保育事業 ◎幼保連携型認定こども園 ◎放課後児童健全育成事業 ◎企業主導型保育事業 ◎認可を目指す認可外保育施設（安心子ども基金または保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けて整備するものに限る）	融資率	95% ←	75・80%
	貸付利率※	0.6% ← (据置期間中無利子)	0.6%
	償還期間	30年以内 ←	20年以内
	据置期間	3年以内 ←	2年以内

※償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）

2-3.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

○障害福祉サービス事業等の整備に係る優遇融資（障害者関係施設）

障害福祉サービス事業の基盤整備も促進するため、社会福祉施設等設備整備費国庫補助金の交付が行われる整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の条件
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	融資率	85% ←	80%

○地域共生社会の実現に向けた整備に係る融資条件の統一（共通メニュー）

地域共生社会の実現に向け、従来の高齢、児童、障害の各分野の社会福祉事業施設等のうち、分野を跨いだ複数施設を同時かつ一体的に整備する際、施設種類ごとに異なる融資条件を有利な条件に統一

対象施設	区分	優遇融資
福祉貸付事業対象施設のうち、地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備として位置づけられたもの	融資率	一体的に整備する対象施設のうち 高いほうの融資率
	貸付利率	一体的に整備する対象施設のうち 低いほうの貸付利率

○社会福祉施設等の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資（共通メニュー）

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施

対象施設	区分	優遇融資	通常の条件
<ul style="list-style-type: none"> ・高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法に基づく整備事業を含む） ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業 	融資率	95% ←	70～80%
	貸付利率	全期間無利子※ ←	0.6～1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化整備事業 ・スプリンクラー整備事業 	融資率	95% ←	70～80%
	貸付利率	0.6% 据置期間中無利子※ ←	0.6～1.1%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和4年3月1日時点）国庫補助等対象整備事業に限る

3-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

地方公共団体との連携の強化について

(1) 意見書の交付について

- 福祉貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、**意見書の作成**をお願いしております。
- 2020年度より「まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る優遇融資」を実施しており、地域再生計画に指定する地域にて整備する施設等の融資条件を優遇しております。
お手数ですが、意見書発行の際、地域再生計画に指定する地域における施設整備の際は、意見書「4当該事業の必要性」欄の「特記事項」該当する旨の記載をお願いいたします。

※意見書の交付につきましては、「社会福祉・医療事業団の福祉貸付資金借入に係る事務手続等について（昭和63年3月31日社施第57号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております。

(2) 事前着工の取扱いについて

- 借入受理申込前に工事計画に係る工事請負契約又は着工を行った場合は融資対象がとなります。事業者に対しては、早期段階に当機構に相談をするよう事業者にご案内いただくようお願いいたします。

(3) 災害復旧資金にかかる経営資金について

- 令和3年度中に発生した以下の災害に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。
※令和3年8月7日から同月23日までの間の豪雨

当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

3-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

当機構からのご依頼について

○福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）について

- 令和4年度につきましても、「福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）」を実施させていただきます。
※令和4年度需要調査における調査内容
 - 各自治体における令和4年度整備予定事業（当機構の申込予定の有無関係なくご教示ください）
 - 上記以外で、当機構にまだ借入申込をしていない案件のうち令和4年度中に当機構へ借入申込を予定している事業

調査目的

福祉貸付事業の計画的な推進及び当機構における福祉貸付資金の予算確保を図るため
⇒各自治体における整備計画等を把握することが重要

その他

○WAMホームページ掲載資料について

- 「融資のごあんない」・「融資のポイント（ガイドライン）」
 - 「融資相談申込書」 ・「借入申込書様式」 ・「協調融資のごあんない」など
- ホームページアドレス ⇒ <https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

○制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。

3-3.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

新型コロナウイルス対応支援資金について

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた社会福祉施設等に対し、優遇融資を実施します。

優遇融資の詳細（Q&A、借入申込書、実施期間等）につきましては、HPをご覧くださいか、下記連絡先までお問い合わせください。

電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【新型コロナウイルス対応支援資金専用HP・連絡先】

- https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
- 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862



※ 既に福祉医療貸付の融資を受け、現在ご返済中のお客様を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある場合は、元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。